

当初設計書

設
計

精
算

起工番号 : 農整(委)第20号

工期 : 60日間

会計年度 : 令和 6 年度

単価世代 : 令和06年11月01日 農林

事業名 : 農地防災事業

諸経費率 : 農林 令和06年10月

工事名 : ため池樹木伐採(九郎池)業務委託

設計部課名 : 農政部農村森林整備課

工事場所 : 久留米市 荒木町荒木地内

設
計
の
概
要

(当初設計)

業務延長 L=30.0m
伐採工 N=1.0式

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
伐採工	1	式				
伐採工	1	式				
伐竹工（チェーンソー伐採） 幹周り20cm未満 平均9本/m ²	180	m ²			単 1 号	
伐木工（チェーンソー伐採） 幹周20cm以上30cm未満	2	本			単 2 号	
伐木工（チェーンソー伐採） 幹周30cm以上60cm未満	12	本			単 3 号	
伐木工（チェーンソー伐採） 幹周60cm以上90cm未満	2	本			単 4 号	
伐木工（チェーンソー伐採） 幹周90cm以上120cm未満	7	本			単 5 号	
伐木工（チェーンソー伐採） 幹周200cm以上250cm未満	1	本			単 6 号	
伐木運搬 4t積 1.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗費(良好)含む	6	m ³			単 7 号	
伐木処理費 中間処理(地上部(幹・枝))	6	m ³			単 8 号	
伐竹運搬 4t積 3.0km以下 DID区間有り	39	m ³			単 9 号	
人力小運搬 40m未満	45	m ³			単 10 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
整地工	180	m3			P 1号	
交通誘導警備員	1	式				
交通誘導警備員 B	2	人日			施 1号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				

ため池樹木伐採(九郎池)業務委託
特記仕様書

令和6年度

久留米市

農政部 農村森林整備課

第1条（適用）

本特記仕様書は、「ため池樹木伐採（九郎池）業務委託」に適用するものとする。

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「福岡県農林水産部 土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部）」、「農業農村整備事業 土木工事施工管理基準（福岡県農林水産部）」その他、監督職員が指定する各種要綱要領を適用する。

ただし、本特記仕様書に記載がある場合は、本特記仕様書を優先して適用する。

第2条（業務目的）

農業用ため池の適正な維持管理を目的として実施するものである。

第3条（数量・図面）

1. 工種および数量等は、現地踏査・事前測量を行い、精査するものとする。
2. 業務着手に際しては、事前測量の結果を報告し、監督職員の承認を受けた後に着手するものとする。
3. 事後測量結果については、協議のうえ、必要に応じて変更契約を行うこととする。

第4条（作業）

1. 業務の施行にあたっては、関係設計図書及び本仕様書に準拠し入念、確実にこななければならない。
2. 受注者は、業務に先立ち発注者に施行に際しての関係書類（業務着手届、施工計画書等）を提出し承認を得なければならない。また、業務完了後は、社内検査で設計図書と出来形管理図及び写真と現場の出来形を再確認し、業務完了届を提出すること。
3. 業務作業中、第三者及びため池の施設物等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
4. 仕様書に明記されていない事項についても、業務上当然必要と思われる軽微な事柄については、発注者の指示に従い、受注者の負担により処置しなければならない。
5. 受注者は、業務の記録になる写真を、着手前・施工中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように写すこと。
6. 業務により生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理すること。
7. 伐竹の処分地については、以下の通りとする。

荒木町荒木 1967-2 （車路池）

第5条（交通保安規則）

1. 業務時間は、原則として、交通に与える影響の少ない昼間時間帯（9：00～17：00）とする。やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。
2. 業務の実施に際して行なう交通制限等に関しては、発注者及び関係機関と十分協議し業務区間内においては、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めるとともに現場状況に応じて適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。なお、保安設備を施しているにも拘らず公衆の事故、危害・既設構造物等に損傷が発生したときは受注者の負担によりその損害賠償等の責任を負わなければならない。
3. 受注者は、業務完了次第、業務箇所を速やかに整理し交通等に支障がないようにすること。

第6条（追記事項）

1. 業務カルテの作成登録

受注者は、業務委託料額が500万円以上の業務について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し原則として、システムからのメールに添付して提出すること。監督職員の確認後、登録時に、監督職員から「実績データに登録の承諾」、「業務名」、「確認年月日」を記載したメールを受領すること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

ただし、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ発行時にシステムから監督職員にメール送信される場合、監督職員への提示や提出は不要とする。

○受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内

○変更時：変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内

○完成時：竣工届を提出後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内

○訂正時：適宜

※) 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。

※) 変更登録時は、履行期間・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、業務委託料のみの変更の場合は原則登録を必要としない。

2. 各種保険

受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の履行に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

受注者は、業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、受注者は上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。

3. 下請負人等の選定

下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

4. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該委託の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 暴力団等から不当要求による被害又は委託妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、委託に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

5. 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該委託の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。

(2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

6. 障害者差別の解消に関する事項

受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第7条

代価表は原則的に添付しない。

第8条

仕様書に明記されている『工事』は『業務』と読み替えるものとする。

位置図 S=1:5,000

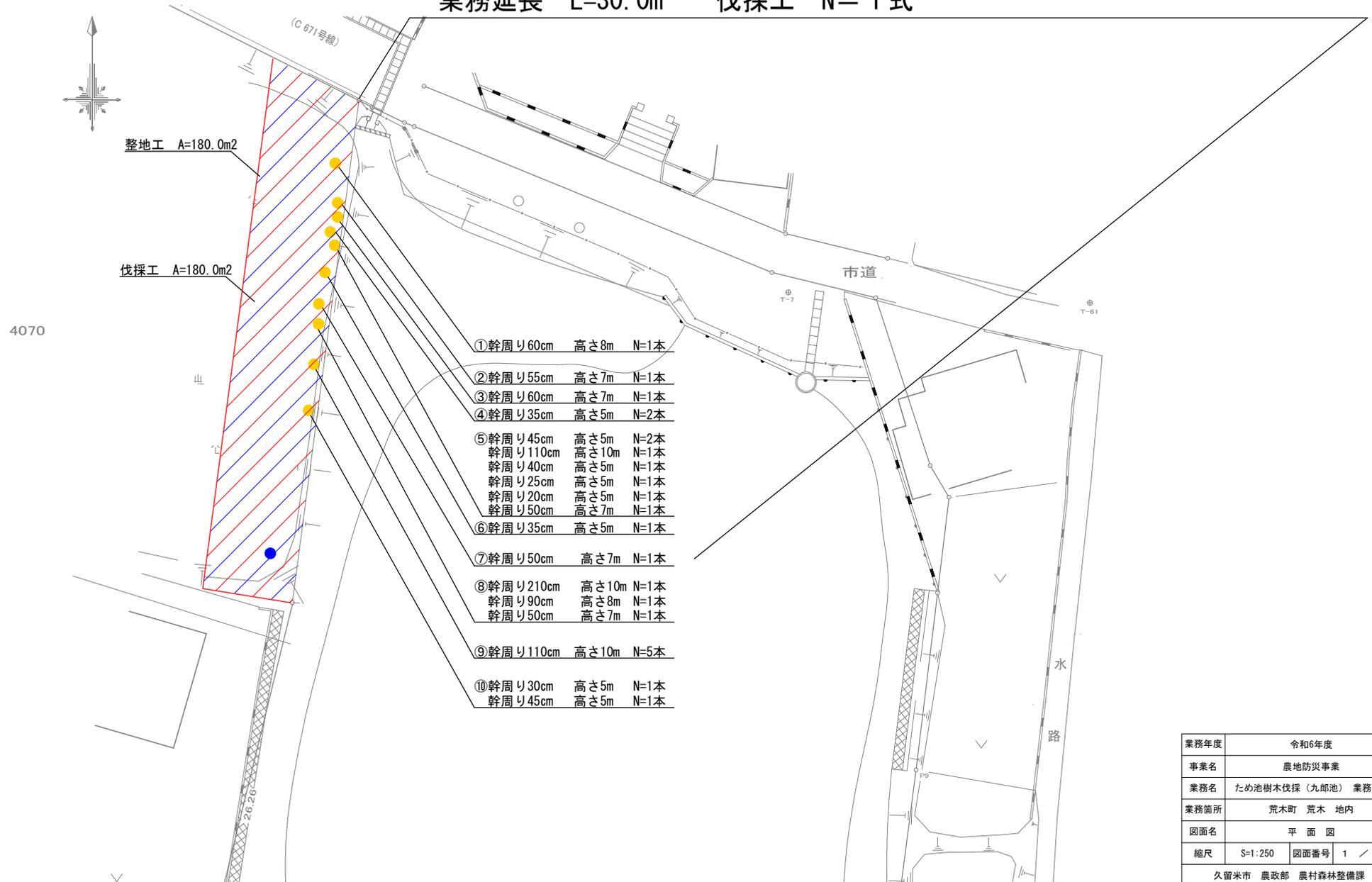


筑後市

業務箇所

平面図 S=1:250

業務延長 L=30.0m 伐採工 N=1式



業務年度	令和6年度
事業名	農地防災事業
業務名	ため池樹木伐採(九郎池) 業務委託
業務箇所	荒木町 荒木 地内
図面名	平面図
縮尺	S=1:250 図面番号 1 / 1
久留米市 農政部 農村森林整備課	